

吹田市水道部工務室システム機器等 調達及び機器保守仕様書

令和 7 年 9 月
吹田市水道部

目次

第1章 調達件名	4
第2章 調達の概要	4
(1) 調達の目的	4
(2) 適用範囲	4
(3) 品名及び数量	4
1. 設計積算システム	4
2. 水道マッピングシステム	4
(4) 納入期限	5
(5) 納入場所	5
1. 設計積算システム	5
2. 水道マッピングシステム	5
(6) 納入検査	5
(7) 成果品	5
(8) 搬入・設置	6
第3章 機器の要件	6
設計積算システム クライアント機器	6
(1) 基本要件	6
(2) クライアント端末及びソフトウェア(デスクトップ型)	6
(3) ソフトウェア(その1)	7
(4) ソフトウェア(その2)	7
水道マッピングシステム	7
(5) 基本要件	7
(6) サーバ用機器及びソフトウェア	8
(7) クライアント運用管理用機器及びソフトウェア	8
(8) クライアント端末及びソフトウェア(デスクトップ型)	9
(9) クライアント端末及びソフトウェア(ノート型)	10
(10) クライアント端末及びソフトウェア(タブレット型)	10
(11) ソフトウェア	11
(12) 無停電電源装置(UPS)	11
(13) カラープリンター	11
(14) 複合機の撤去	12
第4章 その他一般事項	12
第5章 保守要件	13
(1) 基本要件	13

（２）受付対応	13
（３）ハードウェア保守対応	14
（４）ソフトウェア保守対応	14
第６章 その他特記事項	15
（１）受注者としての条件	15
（２）契約不適合責任	15
（３）第三者への請負、著作権等	15
（４）その他	16

第1章 調達件名

吹田市水道部工務室システム機器等調達及び機器保守

第2章 調達の概要

(1) 調達の目的

令和7年度中に更新を行う設計積算システム、水道マッピングシステム用機器の調達及び保守を行い、設計積算業務の支援や水道施設等の把握と水道維持管理業務の効率化及び円滑化を行うための水道マッピングシステムの支援を行うことを目的とする。また、オペレーティングシステム（以下「OS」という。）である Windows10 のサポートが終了することに伴い、Windows11 へ更新することも目的とする。

(2) 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、設計積算システム、水道マッピングシステム用機器の調達、動作検証及び機器保守等、受注者が実施する全ての事項に適用する。

(3) 品名及び数量

1. 設計積算システム

① 設計積算システム クライアント機器 1 式

内訳：デスクトップ型パソコン	2 台
ネットワーク構築	2 台

② ソフトウェア 1 式

内訳：Office LTSC Standard 2024	2 本
VIP MLP Acrobat Pro for enterprise	1 本
インストール	1 式

2. 水道マッピングシステム

① 水道マッピングシステム サーバ機器 1 式

② 水道マッピングシステム クライアント機器 1 式

内訳：デスクトップ型パソコン	9 台
液晶モニター	9 台
ノート型パソコン	2 台
タブレット型端末	5 台

③ クライアント運用管理ハードウェア及びソフトウェア 1 式

④ プリンター 1 式

内訳：カラー	2 台
--------	-----

⑤ 無停電電源装置 1 式

⑥ ソフトウェア 1 式

内訳：Office LTSC Professional Plus 2024	11 本
Office LTSC Standard 2024	5 本
DocuWorks10（吹田市水道部保有の DocuWorks9×2、 DocuWorks8×5 ライセンスを利用すること）	11 本
インストール	1 式

（４）納入期限

受注者は本調達機器等の搬入・設置、OS のインストール及び環境設定・動作検証等を設計積算システムについては契約締結日から 30 日以内に完了し、翌日から運用可能な状態でサービスを開始できること。また、水道マッピングシステムについては令和 8 年 1 月 15 日までに完了し、翌日から運用可能な状態でサービスを開始できること。なお、納入期限の翌日において本システムが利用できない場合は、代替機能を受注者の責任と負担で提供すること。

（５）納入場所

1. 設計積算システム

本調達機器等については、主に以下の設置場所に納入するものとし、詳細については発注者と協議のうえ、作業を実施すること。

- ・設置場所：吹田市水道部第 1 別館 2 階（大阪府吹田市南吹田 3 丁目 3 番 60 号）

2. 水道マッピングシステム

本調達機器等については、主に以下の設置場所に納入するものとし、詳細については発注者と協議のうえ、作業を実施すること。

- ・設置場所：吹田市水道部第 1 別館 3 階サーバ室（大阪府吹田市南吹田 3 丁目 3 番 60 号）

（６）納入検査

本調達機器等の納入完了後に発注者による納入検査を行う。なお、納入検査には受注者が立ち会うこと。納入検査の結果、本調達機器等の全部又は一部に不合格品が発見された場合には、受注者は直ちに当該機器等を引き取り、その代替機器等を発注者の指定した日時までに納入すること。

（７）成果品

受注者は機器納入時に、以下の書類を書面で正・副 2 部及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 1 部提出すること。なお、電子媒体については、発注者のクライアント PC にて読み取り可能な形式で提出すること。

① 作業実施計画書

本業務の実施にあたり、業務全体の管理について、工程表や作業体制等を明記した作業実施計画書を契約締結後 10 日以内（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に提出し発注者の承諾を得ること。
工程や作業体制に変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ、実施することとし、新規作業実施計画書をその都度提出すること。

② 納入機器一覧

納入機器一覧、その他発注者の指示する資料を提出すること。なお、本資料は、契約締結後速やかに提出し発注者の承諾を得ること。

③ 機器導入計画書

導入の実施内容や導入手順等の資料を提出すること。

④ 作業報告書

総合試験、導入作業等の作業報告書を提出すること。

⑤ 対応手順書

故障したときの対応手順書（役割分担、連絡先等）を作成すること。

⑥ その他の成果物

その他、発注者との協議のうえ必要と判断された成果物があれば、別途提出すること。

（８）搬入・設置

① 本調達機器等の搬入は、受注者の責任と負担において行うものとする。

② 機器の搬入は、事前に発注者に搬入ルートを報告し、発注者の指示に従い、実施すること。また、機器の搬入に際して必要な手続きについては遅滞なく行うこと。

③ 機器設置後に、発注者およびシステム開発業者と協議を行い、運用引き継ぎを円滑に行うこと。

第３章 機器の要件

設計積算システム クライアント機器

（１）基本要件

① 納入する機器について、構成図・納入機器一覧として、メーカー型番が分かる品目構成品一覧を提出すること。

② 同一の種類の機器に関しては、機種及び型番・スペックを全て統一すること。

（２）クライアント端末及びソフトウェア（デスクトップ型）

以下の仕様を満たすハードウェアを１式納入すること。

① New Dell Pro Max スリムデスクトップと同程度以上のデスクトップ型パソコンであること。

- ② CPU は、次の仕様を満たすこと。
- ・ インテル Core i5-13500（14 コア、クロック周波数最大 4.8GHz）以上を有すること。
 - ・ システムメモリについては、16GB(8GB×2) 相当の ECC メモリを有すること。
 - ・ 補助記憶装置は、記憶容量が 256GB 以上の SSD を有すること。
- ③ DVD-RW タイプ以上の光学ドライブ（スーパーマルチドライブ）を 1 台内蔵していること。
- ④ インタフェースは、次の仕様を満たすこと。
- ・ IEEE 802.3 規格に準拠した 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T に対応したネットワークインタフェースを有していること。
 - ・ USB2.0 インタフェースを 3 ポート及び USB3.0 インタフェースを 4 ポート以上有すること。
 - ・ ディスプレイ表示用として、DisplayPort1.4a（HBR3 対応）を 1 ポート以上有すること。
- ⑤ キーボード、マウスは、次の仕様を満たすこと。
- ・ JIS 配列若しくは OADG に準拠した日本語キーボードとし、USB 対応であること。
 - ・ マウスは光学式で USB 対応であること。
- ⑥ その他、ハードウェアに関して次の仕様を満たすこと。
- ・ オペレーティングシステムのリカバリーディスクを作成すること。
- ⑦ オペレーティングシステムは Windows 11 Professional であること。
- ⑧ グラフィックカードは、次の仕様を満たすこと。
- ・ NVIDIA T600 以上の処理性能を有すること。

（３）ソフトウェア（その１）

納入する１式には以下のソフトウェアをインストールすること。

Office LTSC Standard 2024

（４）ソフトウェア（その２）

納入する２台のうち１台には以下のソフトウェアをインストールすること。

VIP MLP Acrobat Pro for enterprise 60 ヶ月分

水道マッピングシステム

（５）基本要件

- ① 納入する機器について、構成図・納入機器一覧として、メーカー型番が分かる品目構成品一覧を提出すること。
- ② 同一の種類の機器に関しては、機種及び型番・スペックを全て統一すること。
- ③ ネットワーク監視ソフトウェアを利用している場合には、そのソフトウェアの名称、バージョン等を記載すること。

(6) サーバ用機器及びソフトウェア

水道マッピングシステム用サーバとして、以下の仕様を満たすハードウェア及びソフトウェアを1式納入すること。

① CPU は、次の仕様を満たすこと。

- ・ インテル Xeon 6 Performance 6369P (クロック周波数 3.3GHz) 以上の性能を有すること。
- ・ コア数 8、スレッド総数 16 以上であること。
- ・ メモリについては、32GB UDIMM ×2 (合計 64GB) 以上であること。
- ・ 補助記憶装置は、同一容量を 4 本以上とすること。

また、1.2TB HDD SAS 12Gbps 10K ×4 (実容量 2.4TB) 以上を有すること。

(可能であれば SSD が望ましい)

② RAID コントローラーとして、PERC H755 以上の性能を有すること。

③ 電源は、デュアル電源とし、ホットプラグをサポートしていること。

④ インタフェースは、次の仕様を満たすこと。

- ・ 前面に USB2.0 インタフェースを 2 ポート及び USB3.0 インタフェースを 1 ポート、背面に USB2.0 インタフェースを 2 ポート以上有すること。

⑤ その他、次の仕様を満たすこと。

- ・ 24 時間×7 日間/週 稼動可能な構成とすること。
- ・ 無停電電源装置 (UPS) を備えること。
- ・ 製造メーカーにおいて、法人向け製品として製造・販売されていること。
- ・ OS 格納用のハードディスクをバックアップ/リストア可能な構成を有すること。

⑥ オペレーティングシステムは Windows Server 2022 Standard Edition と同程度及びそれ以上であること。

⑦ UPS の管理機能を搭載し、停電を検出した場合にはシステムを自動的にシャットダウンすること。

⑧ バックアップ/リストア可能なソフトウェアを有すること。

⑨ Microsoft SQL server 2022 Standard (9 デバイス CAL) を用意すること。

(7) クライアント運用管理用機器及びソフトウェア

クライアント運用管理用サーバとして、以下の仕様を満たすハードウェア及びソフトウェアを1式納入すること。

① データ通信用インタフェースは、次の仕様を満たすこと。

- ・ IEEE802.3 規格に準拠した 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T の管理用ポートを 1 つ以上持つこと。

② CPU は、次の仕様を満たすこと。

- ・ インテル Xeon 6 Performance 6325P（クロック周波数 3.5GHz）以上の性能を有すること。
- ・ メモリについては、最大 5600MT/s 相当の DIMM を搭載すること。
- ・ RAM については、16GB UDIMM 以上のメモリを有すること。
- ・ 補助記憶装置は、記憶容量が 2TB 以上のハードディスクで構成すること。

③ その他、次の仕様を満たすこと。

- ・ 前面に USB3.0 インタフェースを 1 ポート、背面に USB2.0 インタフェースを 2 ポート以上有すること。
- ・ 24 時間×7 日間／週 稼動可能な構成とすること。
- ・ 製造メーカにおいて、法人向け製品として製造・販売されていること。
- ・ OS 格納用のハードディスクをバックアップ/リストア可能な構成を有すること。

④ オペレーティングシステムは Windows Server 2022 Standard Edition と同程度及びそれ以上であること。

⑤ UPS の管理機能を搭載し、停電を検出した場合にはシステムを自動的にシャットダウンすること。

(8) クライアント端末及びソフトウェア（デスクトップ型）

以下の仕様を満たすハードウェアを 1 式納入すること。

① New Dell スリムデスクトップと同程度以上のデスクトップ型パソコンであること。

② CPU は、次の仕様を満たすこと。

- ・ インテル Core Ultra5 235 以上を有すること。
- ・ システムメモリについては、16GB 相当のメモリを有すること。
- ・ 補助記憶装置は、記憶容量が 256GB 以上の SSD を有すること。

③ インタフェースは、次の仕様を満たすこと。

- ・ 前面に USB2.0 インタフェースを 2 ポート及び USB3.0 インタフェースを 1 ポート、背面に USB2.0 インタフェースを 2 ポート以上有すること。

④ キーボード、マウス、ディスプレイは、次の仕様を満たすこと。

- ・ JIS 配列若しくは OADG に準拠した日本語キーボードであること。
- ・ マウスは光学式で USB に対応であること。
- ・ 23 インチ以上（ワイドタイプを含む）の TFT カラー液晶で 1920×1080 ピクセル 以上の表示機能を有すること。

⑤ その他、ハードウェアに関して次の仕様を満たすこと。

- ・ オペレーティングシステムのリカバリーディスクを作成すること。

⑥ オペレーティングシステムは Windows 11 Professional であること。

(9) クライアント端末及びソフトウェア (ノート型)

以下の仕様を満たすハードウェアを 1 式納入すること。

- ① Dell 16 Plus ノートパソコンと同程度以上のノート型端末であること。
- ② CPU は、次の仕様を満たすこと。
 - ・ インテル Core™ Ultra 7 265U (クロック周波数 5.3GHz) 以上を有すること。
 - ・ コア数は 8 コア 以上を有すること。
 - ・ システムメモリについては、16GB 相当のメモリを有すること。
 - ・ 補助記憶装置は、記憶容量が 512GB 以上の SSD を有すること。
- ③ インタフェースは、次の仕様を満たすこと。
 - ・ IEEE 802.3 規格に準拠した 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T に対応したネットワークインタフェースを有していること。
 - ・ USB TYPE-C を 1 ポート以上有すること。
- ④ 製品保証について翌営業日対応オンサイト保守サービスを 60 ヶ月含むこと。

(10) クライアント端末及びソフトウェア (タブレット型)

以下の仕様を満たすハードウェアを 1 式納入すること。

- ① Surface Pro11 と同程度以上のタブレット型端末であること。
- ② CPU は、次の仕様を満たすこと。
 - ・ インテル Core™ Ultra5 以上で、クロック周波数は 3.4GHz 以上を有すること。
 - ・ コア数は 12 コア 以上を有すること。
 - ・ システムメモリについては、16GB 相当のメモリを有すること。
 - ・ 補助記憶装置は、記憶容量が 256GB 以上の SSD を有すること。
- ③ インタフェースは、次の仕様を満たすこと。
 - ・ IEEE 802.3 規格に準拠した 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T に対応したネットワークインタフェースを有していること。
 - ・ USB TYPE-C を 1 ポート以上有すること。
- ④ その他、ハードウェアに関して次の仕様を満たすこと。
 - ・ オペレーティングシステムのリカバリーディスクを有すること。
- ⑤ オペレーティングシステムは Windows 11 Professional であること。
- ⑥ ネットワーク接続タイプは、Wi-Fi モデルであること。

(11) ソフトウェア

- ① 以下の端末に Office LTSC Professional Plus 2024、Office LTSC Standard 2024 をインストールし、納入すること。また、ソフトウェアのインストールメディア（CD など）も納入すること。
 - ・ クライアント端末（デスクトップ型）
Office LTSC Professional Plus 2024 9 本
 - ・ クライアント端末（ノート型）
Office LTSC Professional Plus 2024 2 本
 - ・ クライアント端末（タブレット型）
Office LTSC Standard 2024 5 本
- ② 以下の端末に DocuWorks10 をインストールし、納入すること。また、ソフトウェア用のインストールメディア（CD など）も納入すること。
 - ・ クライアント端末（デスクトップ型） 9 本
 - ・ クライアント端末（ノート型） 2 本
- ③ クライアント運用管理ソフトとして、SKYSEA Client View もしくは同様の機能を有するソフトウェアを、クライアント運用管理ソフト用サーバにインストールしたうえで納入すること。

(12) 無停電電源装置（UPS）

無停電電源装置（UPS）として、以下の仕様を満たすハードウェアを1式納入すること。

- ① 本システムの機器のうち、以下の対象となる機器は UPS に接続し、障害発生時に自動でシャットダウンできること。
 - サーバ機器 2 台
- ② 以下の性能を備えること。
 - 運転方式：ラインインタラクティブ
 - 入力電圧：100 V 以上
 - 対応入力周波数：50/60 Hz
 - 出力容量：1500 VA
 - 出力コンセント数：8 個以上
- ③ 瞬間的な停電、及び短時間（1～2 分程度）の停電時においても、バックアップ電源に切り替え給電できること。

(13) カラープリンター

以下の仕様を満たすハードウェアを1式納入すること。

- ① ApeosPrint C3560S のカラープリンターであること。

② プリント性能として、次の仕様を満たすこと。

- ・プリント速度は、1分あたり35枚程度もしくはそれ以上とすること。
- ・最大用紙はA3であること。
- ・以下のトレイモジュールをオプションとして装備すること。

トレイモジュール 1段増設

- ・解像度は、標準で600×600dpi程度もしくはそれ以上とすること。

③ インタフェースは、次の仕様を満たすこと。

- ・IEEE 802.11a/b/g/n/ac 規格に準拠した10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tに対応したネットワークインタフェースを有していること。

(14) 複合機の撤去

吹田市水道部第1別館2階にある複合機1式を以下の条件で撤去すること。

- ① 複合機に取り付けられている、課金機及びレシーターについても撤去すること。
- ② 撤去及び搬出日については、発注者と協議のうえで決定すること。

第4章 その他一般事項

本調達機器等は、以下の条件を満たすものでなければならない。

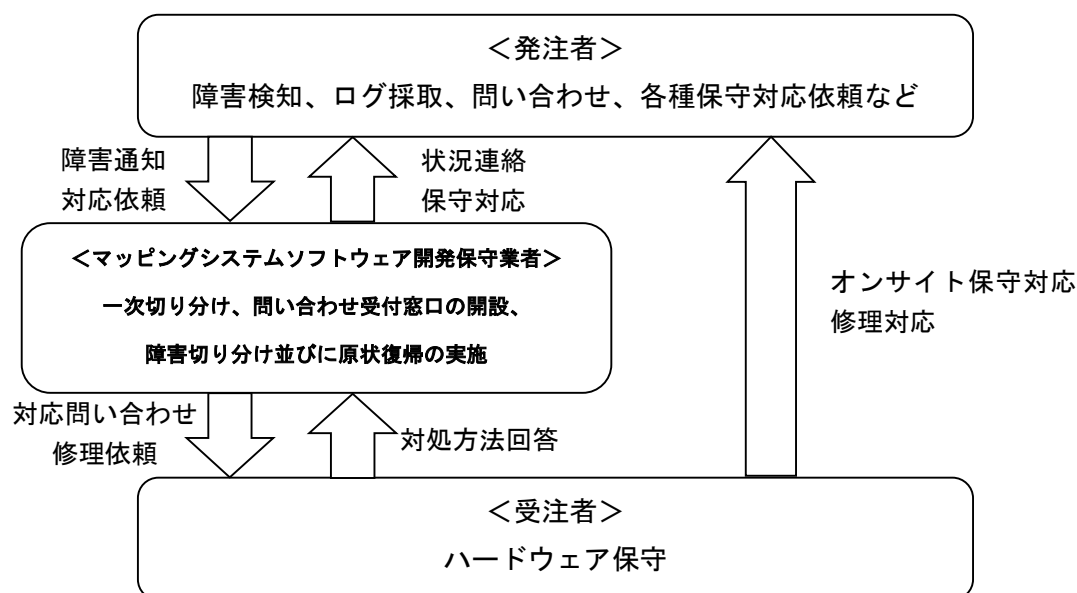
- ① 本調達機器等は中古品でないものとする。
- ② ネットワークのプロトコルはTCP/IPを基本とする。
- ③ 本調達機器等及びその構成・配置については運用環境を考慮して、可能な限り最新の技術を採用すること。
- ④ 本調達機器等は可能な限り省スペース設計、省電力設計であること。
- ⑤ ハードウェア及びソフトウェアは、製品の動作が保証又は確認されたものであること。
- ⑥ 納入期限までに発見された本調達機器等の不具合については、受注者の責任と負担で迅速に対応すること。
- ⑦ 各ハードウェアに搭載されるオペレーティングシステム（以下「OS」という。）及び基本的なソフトウェアについて、納入期限までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、これを発注者に報告し、発注者と協議のうえに納入期限までに修正モジュールの導入等適切な対策処理を施すこと。
- ⑧ 各種災害（地震等）対策等を十分に考慮し、安全かつ信頼性のあるシステムとすること。
- ⑨ 将来におけるハードウェア・ソフトウェアの増強・ネットワークの拡大・接続機器の増設及び拡張のため、互換性・移植性・接続性を確保でき柔軟に対応できるよう標準化が考慮されていること。
- ⑩ 本調達機器等は、機械的及び電氣的に人体に危険がないものであること。

- ⑪ ネットワーク機器については、「電子政府システムの IPv6 対応に向けたガイドライン（平成 19 年 3 月 30 日総務省）」に従い、IPv6 に対応済み、若しくは、将来的にソフトウェアのバージョンアップ等により IPv6 に対応できる機器を選定すること。また、その他の機器についても、可能な限り IPv6 に対応できる機器を選定すること。
- ⑫ 本調達機器等は、特に定めのないものは、日本工業規格（JIS）又はそれと同等の規格に適合する品質優良なものを使用すること。

第5章 保守要件

（１）基本要件

- ① 受注者は、下記に示す条件を満たす保守体制を用意すること。なお、保守対応とは、ハードウェア保守対応の総称を示すものとする。



- ② 保守期間は、納入日から 5 年間とする。
- ③ 保守対応は日本語で実施すること。

（２）受付対応

- ① 受注者は、発注者及びソフトウェア保守業者の本システムに関する問い合わせや、各種保守対応依頼を受け付ける問い合わせ受付窓口及び担当者を設置し、発注者及びソフトウェア保守業者に提出すること。
- ② 問い合わせの受付時間は、土日・祝日・休業日を除く月曜日から金曜日までの 9:00 から 17:00（原則として当日連絡より 4 時間以内の対応）までとする。
- ③ 受け付けた問い合わせをインシデントとして管理し、インシデントのクローズまで、対応を継続すること。

- ④ 障害について対応したときは、障害報告書を作成し、発注者もしくはマッピングシステムソフトウェア開発保守業者に報告すること。

(3) ハードウェア保守対応

- ① 各ハードウェア障害時には、以下に示す当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、受注者の負担により常時正常な稼動を保証すること。

1. マッピングシステム

1) 水道マッピングシステム サーバ機器	1 式
2) 水道マッピングシステム クライアント機器	1 式
内訳：デスクトップ型パソコン	9 台
液晶モニター	9 台
ノート型パソコン	2 台
タブレット型端末	5 台
3) Office LTSC Professional Plus 2024	11 本
4) Office LTSC Standard 2024	5 本
5) クライアント運用管理ハードウェア及びソフトウェア	1 式
6) 無停電電源装置	1 式
7) プリンター	1 式
内訳：カラー	2 台

- ② 本調達機器の保守に関して、メーカー等が提供するハードウェア保守サービスに準ずる安定したサポート及び保守サービス品質の維持を図ること。
- ③ 調達機器に障害が発生した場合、保守サービスレベルの範囲で、ハードウェア障害と判断された時点から、原則 4 時間以内に技術者を派遣し、障害装置の修復、故障部品の修理にあたるものとする。なお、保守期間中は、必要な交換部品を必ず提供することが可能なこと。
- ④ ハードウェアの修理又は交換を行う際に、ラックからの取り外しや、据え付け・調整作業が必要な場合は、受注者の負担で実施すること。また、必要に応じて、発注者及びソフトウェア保守業者と協議のうえ、設定内容の再投入等、設定作業を行う事。
- ⑤ 修理対応後、障害個所の修理又は交換後、機器が適正に機能するか動作確認すること。
- ⑥ 保守期間中、ハードウェアに対する修正ファームウェアの適用要否に関する情報を提供すること。

(4) ソフトウェア保守対応

- ① 受注者は、ソフトウェア（OS 含む）に関する問い合わせ、セキュリティ情報等の提供、障害発生時における解決支援に対応すること。

- ② 納入したソフトウェアに対する修正パッチ及び修正モジュールがメーカーより提供された場合、発注者又はソフトウェア保守業者によるこれらの適用要否の問い合わせについて対応を行うこと。なお、適用中に不測の事態が発生した場合には、発注者又はソフトウェア保守業者からの問い合わせに対しては遅滞なく対応すること。

第6章 その他特記事項

(1) 秘密の保持

- ① 受注者は、履行期間中はもとより履行期間終了後であっても、本業務を履行するうえで知り得た発注者に係る情報を第三者に開示又は漏えいしないこととし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 発注者が提供する資料は原則貸し出しとし、発注者の指定する日までに返却すること。当該資料は、原則として第三者に提供し、又は閲覧させてはならない。
- ③ 上記①の情報及び②の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に発注者と協議のうえ、発注者の承諾を得ること。

(2) 契約不適合責任

納入日から起算して1年以内に本調達機器等の設計・設定及びこれらに搭載されるソフトウェアに契約不適合のあることが発見された場合には、受注者は発注者の請求により他の正常な機器等と引き換え又は修理し、又はその契約不適合によって生じた損害を賠償すること。なお、それ以上の保証期間の明記があるものは、当該期間の保証義務を負うこと。

(3) 第三者への請負、著作権等

- ① 受注者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を請負等により第三者に実施させてはならない。ただし、次の場合においてはこの限りではない。
- ・受注者が、書面により請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲・請負等の必要性・請負等の金額等を事前に発注者に申請し、その承諾を受けた場合。なお請負等の内容を変更しようとする場合も同様とする。
 - ・受注者が、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品購入・会場借上等の軽微な業務を請負等しようとする場合。
- ② 上記に基づき、第三者に業務を請負等する場合は、その者に対し、秘密の保持及び情報セキュリティの確保を同様に調達契約等において課すこと。
- ③ 本業務の実施に必要な工業所有権及び著作権等については、全て受注者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承諾等に係る一切の手続きを行うこと。

- ④ 本業務の実施に伴い、本調達機器等の搬入・設置・修理・交換等物理的作業の実施にあたって発注者の敷地内の作業場所を使用する場合は、事前に発注者に申請しその承諾を得なければならない（ただし緊急に措置しなければならない場合を除く）。その場合、受注者は作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法・労働安全衛生法を遵守して安全の徹底を図り作業すること。当該作業に伴い必要となった養生品・梱（こん）包箱等で当該作業の後不要となるものは、受注者の負担で速やかに撤去すること。
- ⑤ 既設建物（特に室内装飾）を汚損又は破損しないように細心の注意をもって行うこと。また、受注者の責めに帰す事由による構造物及び道路の損傷、土地の踏み荒らし等、第三者に与えた損害に対する費用等は全て受注者の負担とする。

（４）その他

- ① 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに発注者と協議のうえ、解決に向け両者とも最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないように十分注意すること。
- ② 本仕様書に記載なき事項でも、本システムの構築・稼働・運用に必要と認められる事項は、発注者と協議のうえ、実施すること。
- ③ 受注者は、発注者との協議の結果を協議の都度作成し、文書あるいは電子メール等にて発注者に提出し承認を得ること。